

相模原市敬老金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和4年3月28日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第6号

相模原市敬老金条例を廃止する条例

相模原市敬老金条例(昭和47年相模原市条例第7号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前において、廃止前の相模原市敬老金条例第2条の規定により敬老金の給付を受けることができる者に対する同日以後における敬老金の支給については、なお従前の例による。